

春日井市地域包括支援センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の運営事業（以下「運営事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 市長は、運営事業の実施を、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他市長が認める者に委託するものとする。

(設置の届出)

第3条 市長の委託を受けて支援センターを設置する者（以下「事業受託者」という。）は、委託を受けようとする月の1か月前までに、地域包括支援センター設置届出書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 事業受託者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に、地域包括支援センター変更届出書（第2号様式）により、市長に届け出なければならない。

3 事業受託者は、支援センターを廃止する場合は、廃止しようとする日の6か月前までに地域包括支援センター廃止届出書（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

(対象者)

第4条 支援センターを利用することができる者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者及びその家族等とする。

(事業内容)

第5条 支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (2) 法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業
- (3) 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号の規定による事業をいう。）
- (4) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号の規定による事業をいう。）
- (5) 包括的・継続的支援事業（法第115条の45第2項第3号の規定による事業をいう。）
- (6) 法第115条の48に規定する会議のうち、担当する区域内で実施するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(基幹型地域包括支援センターの事業内容)

第6条 基幹型地域包括支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第115条の45第2項第4号に規定する事業との連携に関すること。
- (2) 法第115条の45第2項第5号に規定する事業との連携に関すること。
- (3) 法第115条の45第2項第6号に規定する事業との連携に関すること。
- (4) 前条第1項に規定する介護予防支援事業
- (5) 前条第2項に規定する第1号介護予防支援事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、基幹型地域包括支援センターは、市長が支援センターの支援のためにやむを得ないと認める場合に限り、前条第1号及び第2号の事業を行うものとする。

(事業計画書の作成)

第7条 事業受託者は、事業計画書を作成し、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(職員の配置)

第8条 支援センターは、次に定める職員を配置しなければならない。この場合において、第2号の職員は、第1号の職員をもって充てることができる。

(1) 春日井市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例（平成27年春日井市条例第21号）第4条第1項各号に規定する職員

(2) センター長

2 前項に定める職員が配置されている場合は、それ以外の者を置くことができる。

(秘密保持)

第9条 市長は、利用者及びその家族の個人情報の保護について、支援センターを指導するものとする。

(職員証明証)

第10条 支援センターの職員は、市が交付する地域包括支援センター職員証明証（第4号様式）（以下「職員証」という。）を携帯し、訪問時及び利用者又はその家族等から求められた場合は、これを提示しなければならない。

2 支援センターの職員は、職員証を改ざんし、又は他人に貸与若しくは譲渡してはならない。

3 支援センターの職員は、支援センターの職員でなくなった際に

は、直ちに職員証を返却しなければならない。

- 4 職員証の有効期間は、交付を受けた日から5年とする。ただし、市長が必要と認めたときは、有効期間が満了する日前において更新するものとする。

(報告及び評価)

第11条 事業受託者は、市長に対し相談内容、処理状況等について、月1回以上定期的な運営事業の実施状況の報告をしなければならない。

- 2 市長は、運営事業の実施状況について評価を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(料金)

第12条 支援センターを利用する料金は、無料とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、運営事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 春日井市在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成8年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条第1項第2号に規定するセンター長は、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日までは配置しないことができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域包括支援センター運営事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市地域包括支援センター運営事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域包括支援センター運営事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市地域包括支援センター運営事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

(第1号様式)

地域包括支援センター設置届出書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地
届出者 名称
代表者の氏名

次のとおり、地域包括支援センターの設置について届け出ます。

届出者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	法人の種類別			
	代表者の職名	職名		生年月日
	生年月日	フリガナ		
氏名	氏名			
代表者の住所	(郵便番号 -)			
地域包括支援センター	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
		E-mail		
	設置予定年月日			
	営業日			
	営業時間			
	担当する区域			
	職員の職種・員数	保健師		人
社会福祉士			人	
主任介護支援専門員			人	
センター長			人	

(第2号様式)

地域包括支援センター変更届出書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

届出者 名 称

代表者の氏名

次のとおり地域包括支援センターに係る事項を変更したので、届け出ます。

- 1 センターの名称及び所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更年月日

変更の内容が次に掲げるものである場合にあつては、それぞれ次のとおりとし、記載されていないものについても変更内容が分かる書類を添付すること。

(1)定款、寄附行為等の変更

「変更の内容」は、当該定款、寄附行為等の変更にかかる条文等の新旧対照表を記載すること。

(2)事業所（建物）の平面図の変更

変更後の平面図を添付すること。

(第3号様式)

地域包括支援センター廃止届出書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

所在地

届出者 名称

代表者の氏名

次のとおり地域包括支援センターの事業を廃止したいので、届け
出ます。

- 1 センターの名称及び所在地
- 2 廃止の理由
- 3 廃止年月日
- 4 現に地域包括支援センターを利用している者に対する措置

(第4号様式)

地域包括支援センター職員証明証

事業所名



氏名

上記の者は、春日井市から委託された
地域包括支援センターの職員であることを
証明する。

年 月 日
春日井市長

- (1) 地域包括支援センターの職員として業務に従事する際は、必ず本証を携行し、必要に応じて提示すること。
- (2) 本証は貸与、譲渡又は改ざんしてはならない。
- (3) 本証を汚損、毀損又は紛失したときは、速やかにその事由を具して市長に届け出なければならない。
- (4) 記載内容に変更があった場合は、その事由を具して市長に速やかに届け出なければならない。
- (5) 職員でなくなった際は、必ず本証を市長に返還すること。
- (6) 本証の有効期限は、交付の日から5年とする。